

介護職員等の賃金改善を目的として、介護報酬の中に以下の加算を算定しています。それぞれの加算については、毎年度県に提出する処遇改善計画書により、介護職員及びその他の対象職員に、手当金として毎月の給料にして支給します。

支給対象職員について

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1.介護職員処遇改善加算 | 対象者は介護職員 |
| 2.介護職員用特定処遇改善加算 | 対象者は介護職員及びその他の職員 |
| 3.介護職員等ベースアップ等支援加算 | 対象者は介護職員及びその他の職員 |

武仁会で取得している上記の加算について

1 介護職員処遇改善加算 I

介護老人福祉施設	介護報酬の 8.3%
短期入所生活介護事業所	介護報酬の 8.3%
通所介護事業所	介護報酬の 5.9%
訪問介護事業所	介護報酬の 13.7%

2 介護職員等特定処遇改善加算 I 及び II

介護老人福祉施設	特定加算 I	百里ユニット(長期・SS)	報酬の 2.7%
	特定加算 I	銚田サンハウス(長期)	報酬の 2.7%
	特定加算 II	銚田サンハウス(SS)	報酬の 2.3%
通所介護事業所	特定加算 I	百里・銚田	報酬の 1.2%
訪問介護事業所	特定加算 II		報酬の 4.2%

3 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護老人福祉施設	介護報酬の 1.6%
短期入所生活介護事業所	介護報酬の 1.6%
通所介護事業所	介護報酬の 1.1%
訪問介護事業所	介護報酬の 2.4%

※それぞれの手当金の額は、定められた配分方法及び各個人の評定に基づき経験・技能のある介護職員及びその他の介護職員、その他の職員に区分し支給します。